

第3回新庄市・舟形町合併協議会

平成15年11月7日(金)午後1時30分～
新庄市民文化会館【小ホール】

新庄市・舟形町合併協議会

目 次

頁

報告第 1 2 号	第 2 回新庄市・舟形町合併協議会以降の経過について……………	1
協議第 9 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて……………	3
協議第 1 0 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて……………	1 7
協議第 1 1 号	条例・規則等の取扱いについて……………	2 3
協議第 1 2 号	慣行の取扱いについて……………	2 7

第3回新庄市・舟形町合併協議会次第

日 時：平成15年11月 7日（金）
午後1時30分～
場 所：新庄市民文化会館
小ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

《報告事項》

【報告第12号】 第2回新庄市・舟形町合併協議会以降の経過について

《協議事項》

【協議第 9号】 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

【協議第10号】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

【協議第11号】 条例・規則等の取扱いについて

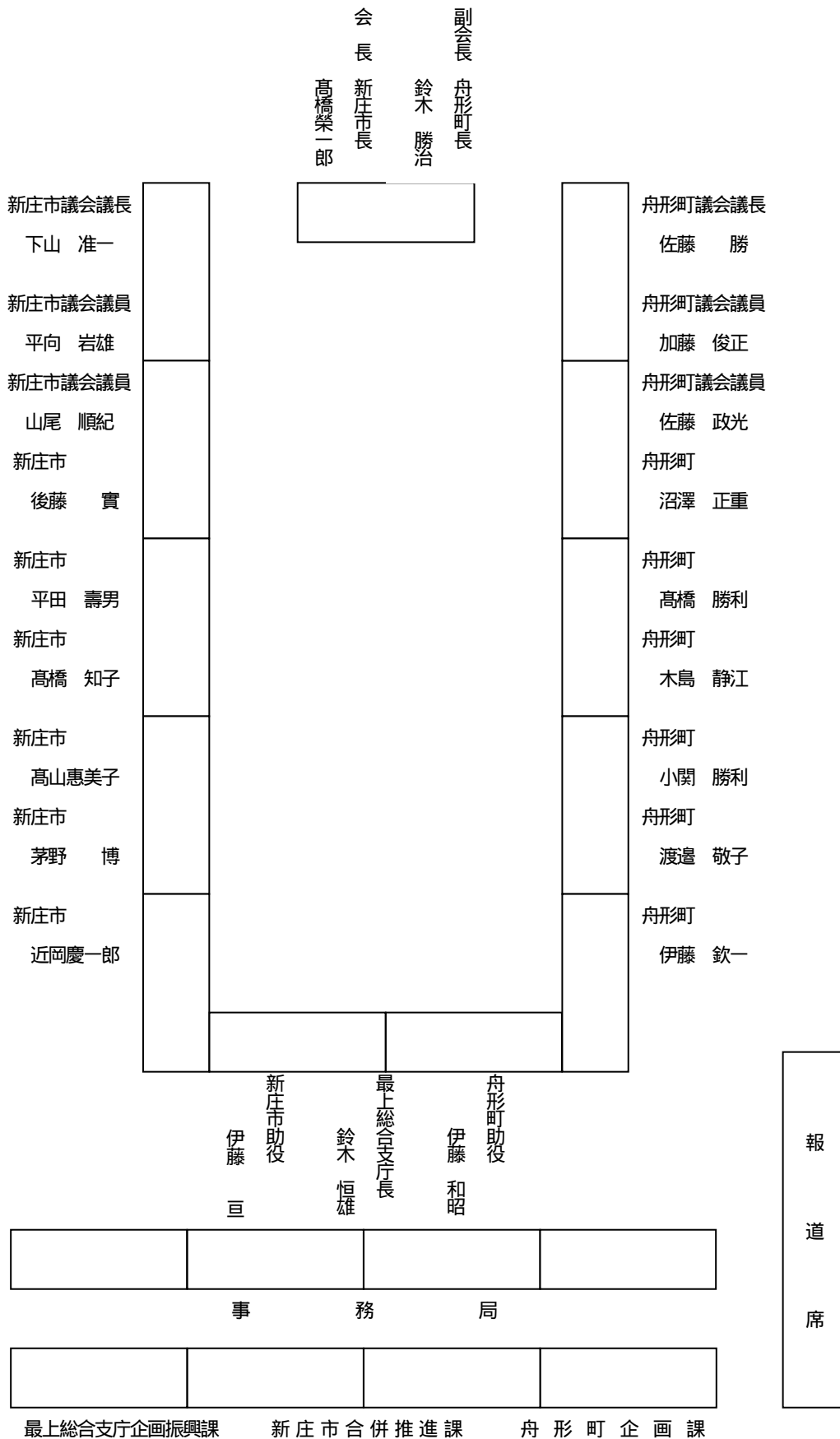
【協議第12号】 慣行の取扱いについて

4. そ の 他

5. 閉 会

第3回新庄市・舟形町合併協議会座席表

(敬称略)



(傍 聴 席)

【報告第12号】

第2回新庄市・舟形町合併協議会以降の経過について

月 日	内 容
平成15年10月 6日	・第2回新庄市・舟形町合併協議会
10月 8日	・第3回地域づくり分科会
10月10日	・第3回情報システム分科会
10月14日	・第1回国民年金分科会 ・第1回国保分科会
10月15日	・第1回企画・広報分科会 ・第1回健康分科会 ・第1回財政・管財分科会 ・第1回保育分科会
10月16日	・新庄市・舟形町合併協議会委員研修 宮城県加美町20名参加 ・第1回戸籍・住基分科会 ・第1回下水道分科会
10月17日	・第1回建設分科会 ・第1回消防・防災・交通安全分科会 ・第1回水道分科会
10月20日	・第1回高齢者福祉分科会 ・第1回環境衛生分科会 ・第1回母子・児童福祉分科会
10月21日	・第1回議会分科会 ・第1回障害者福祉分科会 ・第1回社会福祉分科会
10月22日	・第1回総務分科会 ・第1回出納・会計・監査分科会 ・第1回学校教育分科会 ・第1回商工・観光分科会
10月23日	・第1回農林分科会 ・第1回農業委員会分科会 ・第1回社会教育分科会
10月24日	・合併協議会だより（第2号）の発行 ・新庄市・舟形町合併に伴う新市例規立案・策定業務説明会

10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回総務企画専門部会及び第2回産業専門部会合同会議 議会議員の定数及び任期の取扱いについて 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 条例・規則等の取扱いについて 慣行の取扱いについて ・第1回都市計画・住宅分科会
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回情報システム分科会 ・第2回企画・広報分科会 ・第4回地域づくり分科会 ・第1回集落排水分科会
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回幹事会 第3回協議会における附議案件等について 第2回新庄市・舟形町合併協議会以降の経過について 議会議員の定数及び任期の取扱いについて 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 条例・規則等の取扱いについて 慣行の取扱いについて ・第2回消防・防災・交通安全分科会 ・第1回税務分科会 ・第2回国保分科会 ・第1回社会体育分科会
10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回戸籍・住基分科会 ・第2回保育分科会 ・第2回学校教育分科会
10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回高齢者福祉分科会 ・第2回健康分科会
11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回環境衛生分科会
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回財政・管財分科会 ・第2回商工・観光分科会
11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回農林分科会

【協議第9号】

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

平成15年11月7日提出
新庄市・舟形町合併協議会
会長 高橋 榮一郎

新庄市・舟形町合併協議会の調整内容

協 議 事 項	5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容			

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第 6 条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第 7 条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	設置選挙の日から 4 年 （地方自治法第 93 条第 1 項）	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定 数	地方自治法第 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第 254 条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第 91 条第 2 項 人口 5 万未満の市 26 人以内 * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第 254 条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 * 合併後の人口が 5 万人未満の場合の市 26 人以内 2 倍を超えない範囲 26 人 × 2 = 52 人以内 この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。（合併特例法第 6 条第 1 項）	地方自治法第 91 条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。
4 選 挙 期 日	設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	設置の日から 50 日以内 （公職選挙法第 33 条第 3 項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第 15 条第 6 項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しない で定めることができる。（公職選挙法施行令第 9 条）		

議会議員の身分の取扱い方法の先進事例

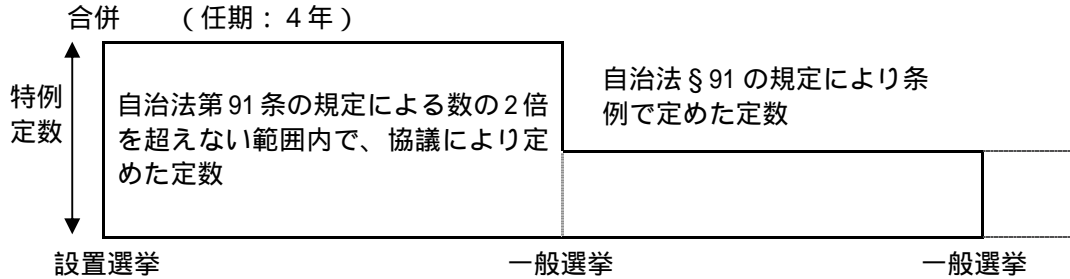
取 扱 い 方 法	内 容	先 進 事 例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
地方自治法第91条の規定による方法 (合併特例措置の適用を受けない)	選 挙：合併後50日以内 定 数：条例で定める数 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	大東町 飛騨市(岐阜県) 京丹後市(京都府) 御前崎市 恵那市(予定) (未定)愛媛県 丹波市 天草市 (未定)福井県	大浜町、城東村 古川町、神岡町、河合村、宮川村 峰山町、大宮町、網野町ほか3町 浜岡町、御前崎町 恵那市、岩村町、山岡町ほか3町 弓削町、生名村、岩城村、魚島村 氷上町、柏原町、青垣町ほか3町 本渡市、牛深市、有明町ほか7町 朝日町、越前町、織田町、宮崎町	S48. 4. 1 H16. 2. 1 H16. 3. 1 H16. 3 H16.10 H16.10 H16.11. 1 H17. 1 H17. 2
合併特例法第6条の規定による方法 (定数に関する特例)	選 挙：合併後50日以内 定 数：法定定数の2倍以内 (合併後、最初の選挙に限る) 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる			
合併特例法第7条の規定による方法 (在任に関する特例)	選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	北上市 ひたちなか市 あきる野市 篠山市 西東京市 さいたま市 さぬき市 山県市 あさぎり町 南アルプス市 静岡市 東かがわ市	北上市、和賀町、江釣子村 勝田市、那珂湊市 秋川市、五日市町 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 田無市、保谷市 浦和市、大宮市、与野市 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 高富町、伊自良村、美山町 上村、免田町、岡原町、須恵村、深田村 八田村、白根町、芦安村ほか3町 静岡市、清水市 弓田町、白鳥町、大内町	H 3. 4. 1 H 6.11. 1 H 7. 9. 1 H11. 4. 1 H13. 1.21 H13. 5. 1 H14. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 4. 1 H15. 4. 1

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

[法制度]



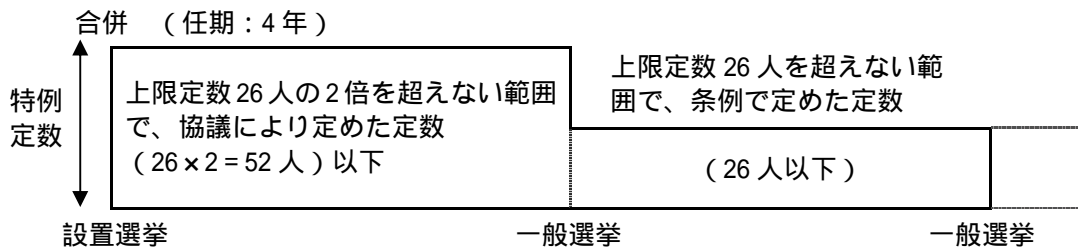
[新市の場合]

2市町の人口（平成12年国勢調査）

新庄市 42,151人

舟形町 6,996人

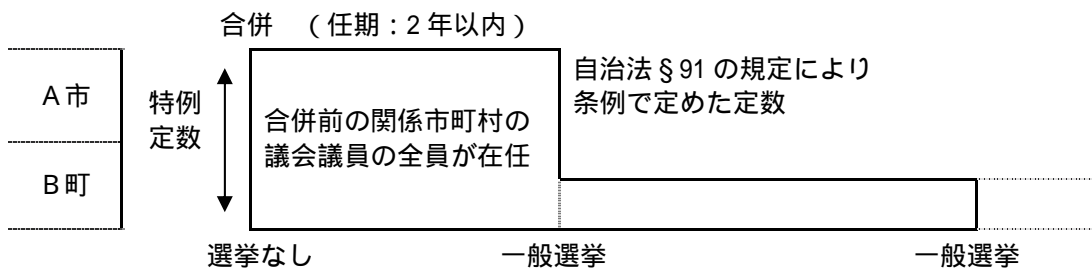
計 49,147人（地方自治法第91条の上限定数は、26人）



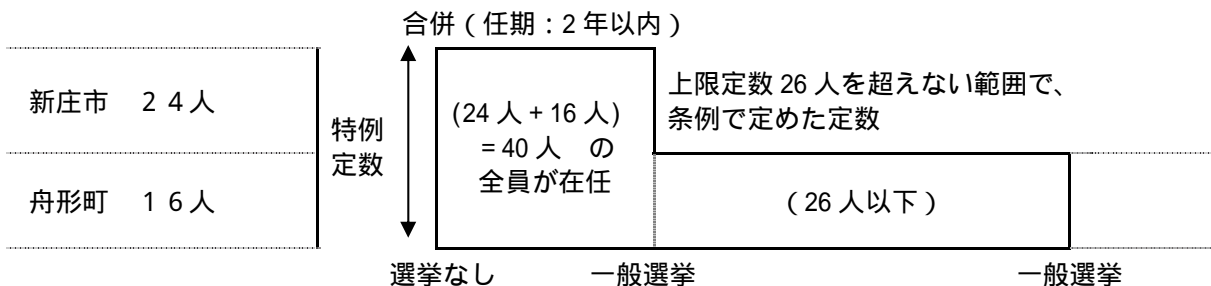
2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

[法制度]



[新市の場合]



市町村議会議員の定数

人 口 区 分 (H15.1.1 施行)	上 限 数
人口 2 千人未満の町村	12 人
人口 2 千人以上 5 千人未満の町村	14 人
人口 5 千人以上 1 万人未満の町村	18 人
人口 1 万人以上 2 万人未満の町村	22 人
人口 5 万人未満の市及び 2 万人以上の町村	26 人
人口 5 万人以上 10 万人未満の市	30 人
人口 10 万人以上 20 万人未満の市	34 人
人口 20 万人以上 30 万人未満の市	38 人
人口 30 万人以上 50 万人未満の市	46 人
人口 50 万人以上 90 万人未満の市	56 人

協定項目に関する先進事例

在任特例を使った事例

篠山市 (平成 11 年 4 月 1 日新設合併)(篠山町、西紀町、丹南町、今田町)

4 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

西東京市 (平成 13 年 1 月 21 日新設合併)(田無市、保谷市)

2 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さいたま市 (平成 13 年 5 月 1 日新設合併)(浦和市、大宮市、与野市)

3 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さぬき市 (平成 14 年 4 月 1 日新設合併)(津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町)

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 2 月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

次の選択肢（ 、 、 、 ア、 イ）のうち、いずれか一つを選択。

いずれを選択する場合も合併関係市町村の協議によるが、「（定数特例）」又は「（在任特例）」又は「イ（選挙区を設ける場合の定数特例に係る部分）」を適用する場合、及び「 」または「 ア」を適用する場合の「議員定数」については、合併協議会での協議内容について、関係市町村の議会の議決が必要である。

合併特例法による特例を適用しない。（合併前の旧市町ごとに選挙区は設けない。）

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

- ・選挙の期日 選挙の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り適用）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する。

合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）

- ・選挙の期日 選挙は行わない
- ・任期 合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間
- ・補欠選挙の適用 なし

合併前の旧市町ごとに条例で選挙区を設ける。

次のアまたはイのいずれかを選択。

ア 合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける場合。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（合併後の新市の選挙区の設定、選挙区ごとの定数を合併関係市町村の協議で定めることができる。「下段イによる場合についても同じ。」）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

イ 合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける場合。

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「26人（合併後の新市議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。

- ・選挙の期日 選挙の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・補欠選挙の適用 あり

山梨市（平成15年4月1日新設合併）（高富町、美山町、伊自良村）

- (1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成16年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数は22人とする。
- (3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

あさぎり町（平成15年4月1日新設合併）（上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

特例を使わない事例

**峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町合併協議会（平成16年3月1日新設合併予定）
〔京丹後市〕**

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

**飛騨四町村合併協議会（古川町、河合村、宮川村、神岡町）（平成16年2月1日新設合併予定）
〔飛騨市〕**

幹事会における意見：先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが、当地域としては、法定定数26人を議員定数とすることが望ましいと思われる。

**観音寺市、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町合併協議会（平成17年3月1日新設合併予定）
〔新市名称公募中〕**

- (1) 新市の議会の議員については、新市の設置の日から50日以内に、地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市5町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- (2) 地方自治法第91条第7項の規定に基づき、1市5町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30人とする。

[在任特例調べ]

現在の市町	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例延長期間	特例を使用した理由
篠山市	篠山町	平成 11 年 11 月	7 ヶ月	平成 11 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の任期は、わずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、1 年間ぐらいは地域のことを見届けたい。 ・年金特例がなかった。
	西紀町	平成 11 年 4 月	-			
	丹南町	平成 11 年 7 月	3 ヶ月			
	今田町	平成 11 年 4 月	-			
西東京市	田無市	平成 16 年 1 月	3 年	平成 13 年 1 月 21 日	2 年	-
	保谷市	平成 15 年 4 月	2 年 3 ヶ月			
さいたま市	浦和市	平成 14 年 12 月	1 年 7 ヶ月	平成 13 年 5 月 1 日	2 年	-
	大宮市	平成 15 年 5 月	2 年			
	与野市	平成 15 年 5 月	2 年			
あさぎり町	上村	平成 15 年 4 月	7 ヶ月	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	<p>新町においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後 1 年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成 16 年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成 16 年 4 月末日までの在任とする。</p>
	免田町	平成 15 年 4 月	-			
	岡原町	平成 15 年 4 月	-			
	須恵村	平成 15 年 4 月	-			
	深田村	平成 15 年 4 月	-			
東かがわ市	引田町	平成 15 年 4 月	-	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 11 ヶ月	<p>合併前の各町の町行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を見届けるのは、現議員の責任でもある。従って次の期間在任することが妥当である。</p> <p>引田町 1 年 11 か月 白鳥町 1 年 8 か月 大内町 1 年 11 か月</p>
	白鳥町	平成 15 年 8 月	4 ヶ月			
	大内町	平成 15 年 4 月	-			

議会議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口5万人未満の市 26人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

1 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第 7 条の 2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた者に限る。)の議会の議員であった者(同日において、当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下、この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在任期間が 12 年未満である者で、当該在任期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間を合算した期間が 12 年以上である者は、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号) 第 161 条第 1 項の規定の適用については、在任期間が 12 年以上である者であるものとみなす。

公職選挙法(昭和 25 年 法律第 100 号)

(選挙の単位)

第 12 条 (第 1 項、第 2 項、第 3 項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 (第 1 項～第 5 項、第 7 項、第 9 項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条 (第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項は記載省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

公職選挙法施行令(昭和 25 年 政令第 89 号)

(人口に比例しない議員の定数)

第 9 条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

新庄市及び舟形町の現況並びに財政影響額等について

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
条例定数 24人(平成15年1月1日施行) 任期 平成19年4月30日 報酬 議長 月額 448千円 副議長 月額 395千円 議員 月額 370千円 政務調査費 月額 13千円	条例定数 16人(昭和59年3月19日施行) 任期 平成19年4月30日 報酬 議長 月額 310千円 副議長 月額 250千円 議員 月額 230千円 (H14.4.1から特例条例により5%削減) 政務調査費 無	

1. 議会議員の特例措置適用に伴う効果と課題			
	地方自治法第91条の規定による方法 (原則：合併特例の適用を受けない)	合併特例法第6条の規定による方法 (定数に関する特例)	合併特例法第7条の規定による方法 (在任に関する特例)
メリット	1. 議員数が原則となり、経費は安価となる。 2. 議員選挙が、毎回市長選挙と合わせて実施できるため、選挙経費が少なくて済む。 3. 議会事務局経費が少なくて済む。 4. 議場の改修や設備費用がかからない。	1. 人口の少ない地域でも議員を選出できる。 2. 議員選挙が、毎回市長選挙と合わせて実施できるため、選挙経費が少なくて済む。	1. 町は、人口の割に多くの議員を有することになり、市議会での発言が強化される。 2. 報酬が、市の報酬に統一された場合、政務調査費も活用できるため、今まで以上に議員活動ができる。 3. 新市になってから調整される項目について、現議員として進捗状況を見届けることができる。
デメリット	1. 本来の任期が2年間程度短縮される。 2. 議員数が少なくなり、住民の意見が反映されにくくなる。 3. 選挙までの間、議員が空席となる。	1. 議員数が多数(本来の2倍)となり、経費が高む。原則の法定定数26人の場合と比較して、年間1.7億円、4年間で6.9億円多くなる。 2. 議会事務局経費が高む。(職員の増) 3. 議場の改修や設備費用が発生する。 4. 選挙までの間、議員が空席となる。	1. 議員数が多数(本来の1.5倍)となり、経費が高む。原則の法定定数と比較して、年間9千万円、2年間在任で1.8億円多くなる。1市2制度の場合は、年間5千万円、2年間在任で1億円多くなる。 2. 議員選挙が市長選挙とは別に行われるため、選挙経費が毎回ほぼ倍になる。 3. 議会事務局経費が高む。(職員の増) 4. 議場の改修や設備費用が発生する。

2. 議会議員の特例措置適用に伴う財政影響額試算

(1) 年間報酬等(15.4.1現在、但し、手当は、15年度の人勤後の率)

	新 庄 市	舟 形 町
議 長(月額)	448千円×1人 = 448千円	310千円×1人 = 310千円
副議長(月額)	395千円×1人 = 395千円	250千円×1人 = 250千円
議 員(月額)	370千円×22人 = 8,140千円	230千円×14人 = 3,220千円
年 額 計	8,983千円×12ヶ月 = 107,796千円	3,780千円×12ヶ月 = 45,360千円
期末手当	8,983千円×4.62ヶ月(人勤後の率) = 41,501千円	3,780千円×4.62ヶ月(人勤後の率) = 17,464千円
議員共済費	370千円×10.5/100×24人×12ヶ月 = 11,189千円	230千円×11/100×16人×12ヶ月 = 4,858千円
事務費負担	13千円×24人 = 312千円	12.5千円×16人 = 200千円
年間総合計(～まで)	160,798千円	67,882千円

(2) 財政影響額

	地方自治法第91条適用の場合 (原則、新庄市の報酬による法定定数26人の場合)	合併特例法第6条適用の場合 (定数特例、26人×2=52人の場合、4年間)	合併特例法第7条適用の場合(在任特例、40人在任で新庄市の報酬を適用した場合、最長2年間)	合併特例法第7条適用の場合(在任特例、40人在任で1市2制度の報酬を適用した場合、議長及び副議長は新庄市の報酬を適用、最長2年間)
年間報酬等	174,055千円	346,399千円	266,856千円	227,008千円
原則との差		年間172,344千円の増	年間92,801千円の増	年間52,953千円の増

3. 選挙区を設置する場合(人口を比例配分した場合)

市町村名	人口(人)12年度国調	議員数(人)
新 庄 市	42,151	22
舟 形 町	6,996	4
合 計	49,147	26(法定定数)

合併協議会として今後調整しなければならない事項

1．特例を適用するのかどうか。

原則どおり。

定数特例による。

在任特例による。(定数：40人、在任期間：平成 年 月 日まで)

2．条例定数は何人にするのか。

(定数： 人)

3．報酬額はいくらにするのか。

【協議第10号】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

平成15年11月7日提出
新庄市・舟形町合併協議会
会長 高橋 榮一郎

新庄市・舟形町合併協議会の調整内容

協議事項	6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	
調整の内容			

新庄市・舟形町 2 市町の現状

定数及び任期等						
区 分	新庄市					舟形町
法定数	30人以下					20人以下
選挙区	4					1
	新庄地区	稲舟地区	萩野地区	八向地区	計	全域
(選挙委員)	7人	4人	5人	3人	19人	10人
(選任委員)	5人					4人
現員数(計)	24人					14人
現職任期満了日	平成17年7月19日					平成17年3月31日
面積及び農家戸数等(平成15年4月1日現在)						
区 分	新庄市					舟形町
市町の面積	22,308ha					11,903ha
経営耕地面積	新庄地区	稲舟地区	萩野地区	八向地区	計	1,650ha
	1,656ha	795ha	2,074ha	637ha	5,162ha	
農家戸数	724戸	396戸	597戸	288戸	2,005戸	793戸
有権者数	1,441人	1,086人	1,537人	721人	4,785人	2,435人
報酬(年間一人当たり)						
区 分	新庄市					舟形町
会 長	720,000円					310,000円
代 理	486,000円					230,000円
調査班長	438,000円					
委 員	414,000円					
年間総合計	10,410,000円					3,300,000円

他市との比較(新市の現員数は両市町の単純合計)

区 分	新市	東根市	寒河江市	尾花沢市
現員数	29人(選挙) 37人 8人(選任)	20人(選挙) 25人 5人(選任)	25人(選挙) 29人 4人(選任)	20人(選挙) 24人 4人(選任)
人 口	48,884人	45,165人	43,464人	21,845人
農家戸数	2,798戸	3,125戸	2,601戸	2,752戸
経営耕地面積	6,812ha	3,590ha	2,790ha	5,500ha

新市の農業委員会の定数及び任期等の選択肢

区 分			選挙委員			選任委員	根拠法令
			選出方法	定 数	任 期		
1	新市に、 1つの委 員会を置 く場合	原則 1	新たに選挙する。 (合併の日から 5 0日以内)	条例で定める 数 (10～30 人)	3年	農協 : 各 1人 農業共済 : 1人 学識経験 : 5人以 内	農委法第3条第1項、第7条第1 項、第15条第1項 農委法令第2条の2
		特例 1	存続 ただし、右記の定 数を超えるときは 選挙委員全員で互 選する。	協議により8 0を超えず1 0を下回らな い数 (注: 1)	合併後1年 を超えない 範囲で協議 で定める期 間		農委法第3条第1項 合併特例法第8条第1・2項
2	新市に、 従前の区 域ごとに 委員会を 置く場合	特例 2	従前の市町の委員 会は、それぞれ新 市の委員会となっ て存続し、委員も そのまま在任す る。	従前の定数	従前の各委 員会の残任 期間	従前の市町の委 員は、それぞれ 新市の委員と なって存続す る。	農委法第34条第1項
3	新市に、 従前の区 域と異 なった区 域により 2以上の 委員会を 置く場合	原則 2	各委員会ごとに新 たに選挙する。 (合併の日から 5 0日以内)	各委員会ごと に条例で定め る数 (10～30 人)	3年	農協 : 各 1人 農業共済 : 1人 学識経験 : 5人以 内	農委法第3条第2項、第7条第1 項、第15条第1項 農委法令第1条の3、第2条の2
		特例 3	存続 ただし、右記の定 数を超えるときは 選挙委員全員で互 選する。	協議により8 0を超えず1 0を下回らな い数 (注: 1)	合併後1年 を超えない 範囲で協議 で定める期 間		農委法第3条第2項 農委法令第1条の3 合併特例法第8条第3項

2及び3の選択の場合、新市の区域面積が24,000haまたは、農地面積が7,000haを超えることが
農委法：農業委員会等に関する法律 農委法令：農業委員会等に関する法律施行令
合併特例法：市町村の合併の特例に関する法律

(注：1)欠員を生じ、又は委員が全ていなくなったときは、これに応じてその定数は農業委員会等に関する
法律

合併協議会として今後調整しなければならない事項

- 1．委員会の数をどうするか。
- 2．原則と特例どちらを選択するのか。
- 3．条例定数は何人にするのか。
- 4．報酬額はいくらにするのか。

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭29法185・昭32法72・昭55法67・平11法87・一部改正）

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

（1）農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合ごとに推薦した委員（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員会を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1名

（2）当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5名以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（昭29法185・昭32法72・一部改正）

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

（昭29法79・昭29法185・旧第50条繰上・昭32法72・平11法87・一部改正）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 78 号）

区分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農地委員会 (2) 10 アール(北海道にあつては、30 アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会	20 人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30 人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000 ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40 人以下

(昭 32 政 131・追加、昭 38 政 171・昭 41 政 90・昭 55 政 221・平 10 政 176・平 11 政 416・一部改正)

市町村の合併に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 6 条第 8 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。

先進事例

あきる野市

新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

篠山市

新たに1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

西東京市

新市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さいたま市

新市に1つの農業委員会を置き、3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

北上市

新市に1つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、選任による委員は、農業協同組合及び農業共済組合推薦委員が5人、議会推薦委員5人とする。

さぬき市

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

【協議第11号】

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障を期たさぬよう次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

平成15年11月7日提出
新庄市・舟形町合併協議会
会長 高橋 榮一郎

新庄市・舟形町合併協議会の調整内容

協 議 事 項	1 2 条例・規則等の取扱い	関 係 項 目
調整の内容	条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、新市における事務事業に支障を期たさぬよう次の区分により整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの	

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、両市町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。

制定手続による分類

条例...制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第 179 条第 1 項）

規則、訓令、その他...制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第 15 条第 1 項）

- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。（地方自治法施行令第 3 条）

- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
 イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

		現 況		調整の具体的内容
		新 庄 市	舟 形 町	
例規集登載			例規集登載	
条 例	1 6 7 本		条 例	1 6 3 本
規 則	1 5 1 本		規 則	1 3 1 本
その他（規程、要綱等）	3 0 5 本		その他（規程、要綱等）	2 3 7 本
合 計	6 2 3 本		合 計	5 3 1 本

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先 進 事 例

新設合併での条例、規則等の調整方針の例

あきる野市

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

篠山市

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 合併後、逐次制定し、施行させるもの

さいたま市

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

【協議第12号】

慣行の取扱いについて



慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において調整する。
- 2 各種宣言については、新市において調整する。
- 3 表章制度については、新市において調整する。

平成15年11月7日提出
新庄市・舟形町合併協議会
会長 高橋 榮一郎

新庄市・舟形町合併協議会の調整内容

協議事項	19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において調整する。 2 各種宣言については、新市において調整する。 3 表章制度については、新市において調整する。		

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
<p>市章（昭和24年5月30日制定） 昭和24年の市制施行にあたり、山形新聞紙上で公募された。新庄が雪で名高いことから、外郭を雪の結晶で型取り、中央は、新庄の新を単純化した。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>市民憲章（昭和54年6月10日制定） 私たちは、最上地域の中心都市新庄の市民です。先人の築きあげた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りをもち、愛する郷土を発展させるための、私たちみんなの誓いです。 私たちは、自然を大切に、健康で快適な生活環境づくりにすすんで参加します。働くことにいきがいをもち、産業の発展のために力をそそぎます。教養を高め、文化を守り育てる豊かな心をつちかいます。行動に責任をもち、きまりを守る規律正しい生活を実践します。たがいに理解し、協力しあい、やさしい心のかようまちづくりをめざします。</p> <p>「市の木、市の花」 市の木「モミ」：昭和59年市制施行35周年を記念して市民アンケ</p>	<p>町章（昭和30年7月制定） 舟形の「舟」を図案化したもので、町の融和と平和を意味し、輪郭は、ダイヤを型どり地下資源と合せて町の繁栄を象徴したもの。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>町民憲章（昭和59年10月1日制定） わたくしたちは由緒ある猿羽根山、清流小国川、悠々たる最上川のほとりに住まいする舟形の町民です 豊かな自然に恵まれたわたくしたちは、健康で心豊かな伸びゆく町をめざしてこの憲章を定めます</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ふるさとを大切にし水と緑の美しい町をつくります 2 心と体を鍛え健康で明るい町をつくります 3 仕事にはげみ活気ある豊かな町をつくります 4 教養を高め文化の香り高い町をつくります 5 きまりを守り心のふれあう町をつくります <p>「町の木、町の花、町の鳥、町の魚、町の色」 舟形町の自然：昭和59年10月1日制定（町制施行30周年を記念し制定）</p>	<p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p>

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
<p>ートから選定 市の花「アジサイ」：昭和59年市制施行35周年を記念して選定</p> <p>宣 言 交通安全都市宣言（昭和37年1月26日制定） 無雪都市宣言（昭和43年12月25日制定） 平和都市宣言（昭和59年3月26日制定） 暴力のない明るい都市宣言（昭和62年6月19日制定） 健康・福祉都市宣言（平成6年6月7日制定） 環境保全都市宣言（平成11年6月4日制定）</p> <p>新庄市のシンボルワード 新庄市においては、不変のシンボルワードがなく、一次から三次の各振興計画に合わせ当該計画推進のためのシンボルワードがその都度設定されている。 第一次・・・環境と調和した活力ある田園都市（昭和56年3月） 第二次・・・まつりと雪のふるさと・新庄（昭和61年3月） 第三次・・・緑輝くいさいき新庄（平成8年3月）</p> <p>新庄市民歌 【制定時期】昭和24年5月制定（市制施行を期に制定） 【市民歌の内容】作詞 安藤荘一／作曲 古関祐而</p> <p>新庄市名誉市民表彰 （目的） この条例は、社会の進展及び文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉をたたえ、もってこれら事績に対する市民の意欲の高揚を図ることを目的とする。</p>	<p>わたくしたちは、天恵の自然に感謝し、長く愛護するよすがに次のものを選定する。 1. まちの木 えんじゆ 1. まちの花 こぶし 1. まちの鳥 きじばと 1. まちの魚 鮎 1. まちの色 みずいろ</p> <p>宣 言 平和都市宣言（昭和60年7月1日制定） 福祉のまち宣言（平成6年12月23日制定）</p> <p>舟形町のシンボルワード 平成4年に西ノ前遺跡より日本最大の大型土偶が出土されたことにより「若あゆと古代ロマンの里」と設定された。それ以前は「名勝猿羽根山と若鮎のふるさと」と設定している。</p> <p>舟形町民歌 町民歌は制定していなが、イメージソングとしては設定している。 舟形町イメージソング（夢に向かって） 作詞 イメージソング作成委員会／作曲 丸山和範</p> <p>舟形町名誉町民表彰 （目的） この条例は、社会の進展及び文化の興隆に貢献したのに対し、その功績と栄誉をたたえ、もって社会文化のより高度の興隆に資することを目的とする。</p>	<p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p> <p>各種表彰制度は、新市において調整する。</p>

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
<p>(適用範囲) この条例の規定による被表彰者は、新庄市の市民又は市に特別縁故の深い者で、政治、経済、文化、教育、産業、その他広く社会の進展に貢献し、又は、市の功労者であって、その事績特にすぐれ深く尊敬されるものについて、議会の同意を得て市長が定める。</p> <p>(表彰及び功績の公表等) (1)市は、前条に該当する被表彰者に対して名誉市民の称号を贈るものとする。 (2)前項の名誉市民に対しては、表彰状に添えて名誉市民章を贈る。 (3)名誉市民の功績は、適当な方法によって公表し、かつ、永く顕彰する。</p> <p>(礼遇) 名誉市民に対しては、次の各号の礼遇をすることができる。 (1)市が主催する主要な式典への招待 (2)功労金の支給 (3)逝去の際における相当の礼をもってする弔慰</p> <p>(名誉失墜に伴う措置) 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認めるときは、市長はその者の名誉市民であることを取り消すことができる。ただし、この場合においては、市長は議会の同意を求めなければならない。</p> <p>新庄市表彰条例</p> <p>(目的) この条例は、本市の政治、経済、文化、社会、その他各般にわたって市勢進展に寄与し特に功労のあるもの又は篤行者で市民の模範となるもの等の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(表彰の要件) 表彰は、個人又は団体で、次の各号の一に該当するものに対し、議会の同意を得て市長がこれを行う。 (1)市政の進展に貢献し、その功績顕著なもの (2)教育、学芸、体育及び文化の振興に貢献し、その功績顕著なもの</p>	<p>(称号を贈る要件) 本町住民又は本町に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に寄与し、町民が郷土の誇りとし深く尊敬に値すると認めるものに対して議会に諮り、舟形名誉町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈る。</p> <p>(表彰及び功績の公表) 名誉町民に対しては、章状に添えて名誉町民章を贈り、その功績は適切な方法をもって公表し、かつ、永く顕彰する。</p> <p>(特典及び待遇) 名誉町民に対しては、次の特典及び待遇を与えることができる。ただし、第3号以下については、議会の議決を経なければならない。 (1)町の公の式典その他諸行事への招待 (2)町の施設の使用に関する使用料及び手数料についての軽減又は免除 (3)死亡の際における公葬の施行 (4)本人の生活に対する便宜の供与又は援護 (5)その他必要と認める特典及び待遇</p> <p>舟形町表彰条例</p> <p>(目的) この条例は、本町において公共の福祉増進に尽くした功績が極めて顕著で他の模範とするに足ると認められたものを表彰し、もって町の自治振興を図ることを目的とする。</p> <p>(被表彰者) 表彰は、次のいずれかに該当するものを表彰審査委員会の審査に基づき、町長がこれを行う。 (1)地方自治の振興に寄与し、その功績顕著な者 (2)産業、土木及び経済の発展に寄与し、その功績顕著な者 (3)教育、学芸及び体育等文化の進展に尽瘁し、その功績顕著な者</p>	

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
<p>(3) 産業、経済の振興発展に貢献し、その功績顕著なもの</p> <p>(4) 社会福祉、公共の事業等に尽力し、その功績顕著なもの</p> <p>(5) 風水害及び火災の防護に当り、その功績顕著なもの</p> <p>(6) 市の公益のため多額の金品等を寄贈し、又は奇特の行為のあったもの</p> <p>(7) 人命救助、その他市民の模範となるべき行為のあったもの</p> <p>(表彰の時期) 表彰は、毎年11月3日文化の日に行う。ただし、必要に応じ随時行うことができる。</p> <p>(表彰の方法) 表彰は、表彰状に記念品又は金員を添えて行う。</p> <p>2 表彰をうけたものは、その事績を公表するとともに新庄市表彰者名簿に登録し、永く顕彰する。</p> <p>(追彰) 表彰されるべきものが表彰日以前に死亡したときは、追彰し、表彰状及び記念品又は金員は遺族に贈呈する。</p> <p>(再表彰) 表彰をうけたものであっても、更にその事由が生じたときは、再表彰することができる。</p>	<p>(4) 社会福祉事業に尽瘁し、その功績顕著な者</p> <p>(5) 孝子、節婦等にして他の模範と認められる者</p> <p>(6) その他功労顕著にして他の模範と認められる者</p> <p>2 本条は、団体にも適用することができる。</p> <p>(表彰審査委員会) 前条の表彰に関し審査するために、舟形町表彰審査委員会を置く。</p> <p>2 委員会の委員は町長、助役、収入役、教育長、町議会議長、町議会副議長、学識経験者3名とし、学識経験者の委員は町長が選任する。</p> <p>3 委員長は町長とし、委員会の事務を統理し、会議の議長となる。委員長に事故あるときは、その指名する委員が委員長の職務を代理する。</p> <p>4 委員会は町長が招集し、過半数をもって成立し、議事は出席委員の満場一致で決する。委員は、自己の表彰審査の議事に加わることができない。</p> <p>5 委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。</p> <p>(表彰の時期及び方法) 表彰は、毎年定期に11月1日に、又は必要と認めたときは表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。</p> <p>(被表彰者の死亡措置) この条例によって被表彰者となった者が、その表彰前に死亡したときは、その表彰状及び記念品はその遺族に授与する。</p> <p>(表彰の取消) この条例で被表彰者となった者が、禁錮以上の刑に処されたときは、表彰を取消することができる。</p> <p>(表彰具申) 町内会長その他の機関の長は、その区域及び所属内においてこの条例の表彰該当者があると認めるときは、その実情を調査し町長に具申することができる。</p>	

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
<p>新庄市あじさい表彰及び奨励・感謝に関する規程 (趣旨) この規程は、新庄市表彰条例(昭和39年条例第25号)に定めるほか、新庄市民が各分野において顕著な功績を成したものの、篤行者で市民の模範となるもの及び各種の大会等において優秀な成績を修めたもの、並びに市に縁故のあるものなど、市勢の振興・発展に寄与したものに対し、市長名で『あじさい表彰』及び『奨励・感謝』を行うに際しての必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰等の基準) 表彰等の基準は、別表の『あじさい表彰及び奨励・感謝に関する基準』によるものとする。</p> <p>(候補者の内申) 各課等の長は、前2条の趣旨並びに表彰等の基準に則り、『あじさい表彰』及び『奨励・感謝』を行うべき候補者等があると認めるときは、別記様式『表彰等候補者内申書』により市長に内申するものとする。その他官公署、民間企業体及び各種団体等の長から推薦があった場合も同様とする。</p> <p>(審査機関の設置) 表彰等該当者その他表彰等に関する事項を調査及び審査させるため、</p>	<p>舟形町表彰条例に関する規則 (目的) この規則は、舟形町表彰条例第9条の規定に基づき、被表彰者の基準を定めることを目的とする。</p> <p>(基準) 条例第2条の規定による被表彰者の基準は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄の各号のいずれかに該当する功労顕著なものとする。 (在職年数及び表彰後の年数計算) 第2条に規程する在職年数は、次により計算し、永年勤続表彰後満10年を超えるに至った者(消防団にあっては5年)も、また同様に行う。 (1)在職年数の計算は、毎年11月1日現在とする。 (2)1ヶ月に満たない端数は、1ヶ月とする。 (3)在職年数の中断した者は、前後を通算する。</p> <p>舟形町感謝状贈呈に関する規程 (目的) この規程は、地方公務員法(昭和25年12月法律第261号)第3条に規定する舟形町の特別職に属する職員、一般職に属する職員又は町内の役員等として永年勤続し、町政の発展に尽くした者及び団体に対して感謝の意を表し、その功績を顕彰することを目的とする。</p> <p>(被顕彰者) 顕彰は、次の各号のいずれかに該当し、前条に定める功績のあった者及び団体に対して行う。 (1)副議長の職を退任した者 (2)町議会議員を退任した者 (3)議会の同意選任委員として10年以上15年未満勤め退任した者 (4)助役、収入役及び教育長の職を退任した者 (5)町農業委員会委員を退任した者 (6)町内会長として5年以上7年未満勤めて退職した者 (7)納税組合長、年金組合長、農事実行組合長、衛生組合長及び統計調査委員の職にあって10年以上15年未満勤めて退職した者 (8)民生児童委員、人権擁護委員、保護司及び社会福祉関係職にあって10年以上15年未満勤めて退職した者</p>	

現 況		調整の具体的内容																														
新 庄 市	舟 形 町																															
<p>新庄市あじさい表彰等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、市長が委嘱する。</p> <p>3 審査委員会は、審査結果を市長に報告しなければならない。（表彰等の決定）</p> <p>表彰等は、前条の内申により市長が決定するものとする。ただし、就任期間又は継続期間等の年数によって当該要件が満たされるものについては、同一要件での再表彰及び再奨励・感謝は行わないものとする。</p> <p>別表 『あじさい表彰及び奨励・感謝に関する基準』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>あじさい表彰要件</th> <th>奨励・感謝要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の特別職等</td> <td>・市長として5年以上在職 ・助役、収入役として8年以上在職</td> <td>・市長として在職 ・助役、収入役として5年以上在職</td> </tr> <tr> <td>市議会議員</td> <td>・市議会議員として10年以上在職</td> <td>・市議会議員として6年以上在職</td> </tr> <tr> <td>行政委員会の委員</td> <td>・教育委員会委員、監査委員等12年以上在職</td> <td>・教育委員会委員、監査委員等8年以上在職</td> </tr> <tr> <td>審議会等の委員</td> <td>・各種審議会等の委員を15年以上在職</td> <td>・各種審議会等の委員を10年以上在職</td> </tr> <tr> <td>各種団体及び役員等</td> <td>・各種団体等の役員等を20年以上在職</td> <td>・各種団体等の役員等を10年以上在職</td> </tr> <tr> <td>勤労及び社会福祉活動等</td> <td>・同一業種に30年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を30年以上継続</td> <td>・同一業種に20年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を20年以上継続</td> </tr> <tr> <td>教育、学芸、体育及び文化</td> <td>・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を30年以上在職</td> <td>・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を20年以上在職</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	あじさい表彰要件	奨励・感謝要件	市の特別職等	・市長として5年以上在職 ・助役、収入役として8年以上在職	・市長として在職 ・助役、収入役として5年以上在職	市議会議員	・市議会議員として10年以上在職	・市議会議員として6年以上在職	行政委員会の委員	・教育委員会委員、監査委員等12年以上在職	・教育委員会委員、監査委員等8年以上在職	審議会等の委員	・各種審議会等の委員を15年以上在職	・各種審議会等の委員を10年以上在職	各種団体及び役員等	・各種団体等の役員等を20年以上在職	・各種団体等の役員等を10年以上在職	勤労及び社会福祉活動等	・同一業種に30年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を30年以上継続	・同一業種に20年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を20年以上継続	教育、学芸、体育及び文化	・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を30年以上在職	・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を20年以上在職	<p>(9) 孝子・節婦として他の模範と認められる者</p> <p>(10) 従業員 10 人以上の製造業を中心とした町内企業で、創業後 10 年以上経過し、成績優秀で他の模範となる企業</p> <p>2 第 7 号及び第 8 号の被健勝は</p> <p>(顕彰期日) 顕彰は毎年定期に 11 月 1 日に、又は町長が必要と認めたとときに行う。</p> <p>(顕彰回数) 顕彰回数は第 2 条第 1 項各号ごとに 1 回とする。</p> <p>(在職年数の計算等)</p> <p>(1) 在職年数の計算は、毎年 11 月 1 日現在とする。</p> <p>(2) 1 ヶ月に満たない端数は、1 ヶ月とする。</p> <p>(3) 在職年数の中断したものは、前後を通算する。</p> <p>(顕彰の方法等) 顕彰は、町長が感謝状並びに記念品を贈呈する。</p> <p>2 前項の場合において、顕彰を受ける者が死亡したときは、感謝状及び記念品を遺族に贈ることができる。</p> <p>別表 『被表彰者の基準』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>表彰要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治の振興に寄与</td> <td>・町長、町議会議長の職で退任した者 ・町議会議員にあって満 15 年以上在職し退任した者 ・議会の同意を得て選任される委員にあって満 15 年以上在職し功績顕著な者 ・助役・収入役及び教育長の職に満 12 年以上在職した者 ・農業委員の職にあって満 15 年以上在職した者 ・町内会長として満 7 年以上、その他の町内役員等に満 15 年以上在職した者</td> </tr> <tr> <td>産業・土木関係</td> <td>・事業団体の長として満 15 年以上在職した者 ・特に土地開発、改良に尽瘁し産業振興に寄与した者 ・特に有益な発明、研究等をなし産業振興に寄与した者</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	表彰要件	地方自治の振興に寄与	・町長、町議会議長の職で退任した者 ・町議会議員にあって満 15 年以上在職し退任した者 ・議会の同意を得て選任される委員にあって満 15 年以上在職し功績顕著な者 ・助役・収入役及び教育長の職に満 12 年以上在職した者 ・農業委員の職にあって満 15 年以上在職した者 ・町内会長として満 7 年以上、その他の町内役員等に満 15 年以上在職した者	産業・土木関係	・事業団体の長として満 15 年以上在職した者 ・特に土地開発、改良に尽瘁し産業振興に寄与した者 ・特に有益な発明、研究等をなし産業振興に寄与した者
事 項	あじさい表彰要件	奨励・感謝要件																														
市の特別職等	・市長として5年以上在職 ・助役、収入役として8年以上在職	・市長として在職 ・助役、収入役として5年以上在職																														
市議会議員	・市議会議員として10年以上在職	・市議会議員として6年以上在職																														
行政委員会の委員	・教育委員会委員、監査委員等12年以上在職	・教育委員会委員、監査委員等8年以上在職																														
審議会等の委員	・各種審議会等の委員を15年以上在職	・各種審議会等の委員を10年以上在職																														
各種団体及び役員等	・各種団体等の役員等を20年以上在職	・各種団体等の役員等を10年以上在職																														
勤労及び社会福祉活動等	・同一業種に30年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を30年以上継続	・同一業種に20年以上継続在職 ・社会一般の模範となる行為を20年以上継続																														
教育、学芸、体育及び文化	・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を30年以上在職	・各種の研究及び創作活動、競技活動の振興・発展を成したものの ・各種団体の理事相当職以上を20年以上在職																														
事 項	表彰要件																															
地方自治の振興に寄与	・町長、町議会議長の職で退任した者 ・町議会議員にあって満 15 年以上在職し退任した者 ・議会の同意を得て選任される委員にあって満 15 年以上在職し功績顕著な者 ・助役・収入役及び教育長の職に満 12 年以上在職した者 ・農業委員の職にあって満 15 年以上在職した者 ・町内会長として満 7 年以上、その他の町内役員等に満 15 年以上在職した者																															
産業・土木関係	・事業団体の長として満 15 年以上在職した者 ・特に土地開発、改良に尽瘁し産業振興に寄与した者 ・特に有益な発明、研究等をなし産業振興に寄与した者																															

新 庄 市			現 況		調整の具体的内容
新 庄 市			舟 形 町		
事 項	あじさい表彰要件	奨励・感謝要件	事 項	表彰要件	
公共事業	・用地の譲渡等、公共事業の推進に多大な貢献を成したもの	・用地の譲渡等、公共事業の推進に多大な貢献を成したもの ・各種公共施設の建設等で尽力したもの	教育、学芸、体育及び文化	・社会教育委員等に満15年以上在職し、功績顕著な者 ・特に有益な発明、研究等をなし教育等の伸長に貢献した者 ・高校生以上の者で、ｽｰｯ等で東北や全国大会に出場し、優秀な成績をおさめ、町の名声を博し、体育等の伸長に貢献した者及び団体	
災害防護及び人命救助等	・人命救助など模範となるべき行為を成したもの ・消防団員として30年以上、うち団長以上を10年以上又は副団長以上を15年以上精勤	・人命救助など模範となるべき行為を成したもの ・消防団員として20年以上、うち班長以上を10年以上精勤	社会福祉事業	・民生児童委員等社会福祉関係の職にあって満15年以上在職した者 ・消防団の職で、団長、副団長で満10年以上、団員15年以上在職した者 ・特に有益な研究又は顕著な改良をなし、社会福祉に貢献した者	
公益の為の寄付行為等	・生活困窮者等の救済、援護の為に多額の金品等を寄付したもの	・生活困窮者等の救済、救護のために多額の金品等を寄付したもの	孝子・節婦等 その他	・孝子・節婦にして特に他の模範となる者 ・50万円以上の金品や不動産等を寄付した者 ・自己の危険をかえりみず人命を救助した者 ・その他功労顕著にして他の模範となる者	
			舟形町民栄誉賞表彰規則 (目的) この規則は、町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する者に対し、町民栄誉賞を送り、その功績を顕彰することを目的とする。 (表彰の対象) 本町の芸術、文化、スポーツ等の各分野において尽くされた功績が極めて顕著であり、他の模範とするに足りると認められる者及び団体に対し、この規則の定めるところにより表彰する。 (表彰該当者の上申等) 各課長等は、前条に該当するものがあると認めるときは、町長に上申するものとする。 2 本町内の官公庁長及び諸機関の所長又は団体長が本表彰規則に該当する者があると認めるときは、その功績事由及び具体的内容について調査し、表彰調書を役場課長等を經由し、町長に上申するものとする。 (被表彰者の決定) 町長は、前条の上申を受けたときは、これを審査委員会に諮り、表彰者を決定する。		

現 況		調整の具体的内容
新 庄 市	舟 形 町	
	<p>2 前項の表彰審査委員会については、舟形町表彰条例及び舟形町町民栄誉賞表彰規則の施行に関する選考基準を準用する。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>表彰は、当該年度の定例表彰時又は必要と認めたときに表彰状を授与して行う。</p> <p>2 前項の表彰には、金品をあわせて授与することができる。</p> <p>(追彰)</p> <p>第1条に該当する者が、死亡後において表彰を受ける者に決定したときは、その死亡の前日にさかのぼって表彰状(金品をあわせて授与するときは、当該金品を含む。)を、その遺族に授与するものとする。</p>	

先 進 事 例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。